

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



「初回無料」や「お試し」のサプリメントは1回だけでなく2回目も届くかも？！

【事例1】

初回無料のサプリを注文した。2回目が届いて定期購入と気づいた。吹き出物が出たので解約を申し出ると、診断書を求められた。

【事例2】

高校生の息子が筋肉増強サプリをスマホから申し込んだ。定期購入で3回の受け取りが条件のため、総額2万円以上になる。解約したい。

【事例3】

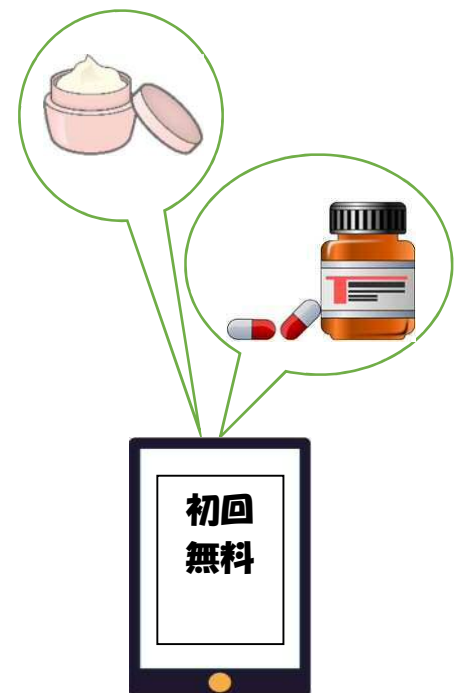
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の広告から、お試しの美容クリームをスマホで申し込んだ。1回だけのつもりが、4回以上の継続が条件だった。解約したいが、電話が繋がらない。どうしたらよいか。

アドバイス

通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、表示されている条件で取引されます。4回以上の継続が条件になっている場合は、その条件に従うことになります。商品を注文する際には、特に申し込みの最終画面を確認しましょう。定期購入の場合は、期間や総額などの契約内容の確認も必要です。

業者の連絡先や、購入・返品・解約の条件は、ウェブサイト上の「特定商取引法の表記」に記載されています。購入前に必ず確認しましょう。

未成年者の契約で、お小遣いの範囲を超える場合は、取り消しできることもあります。

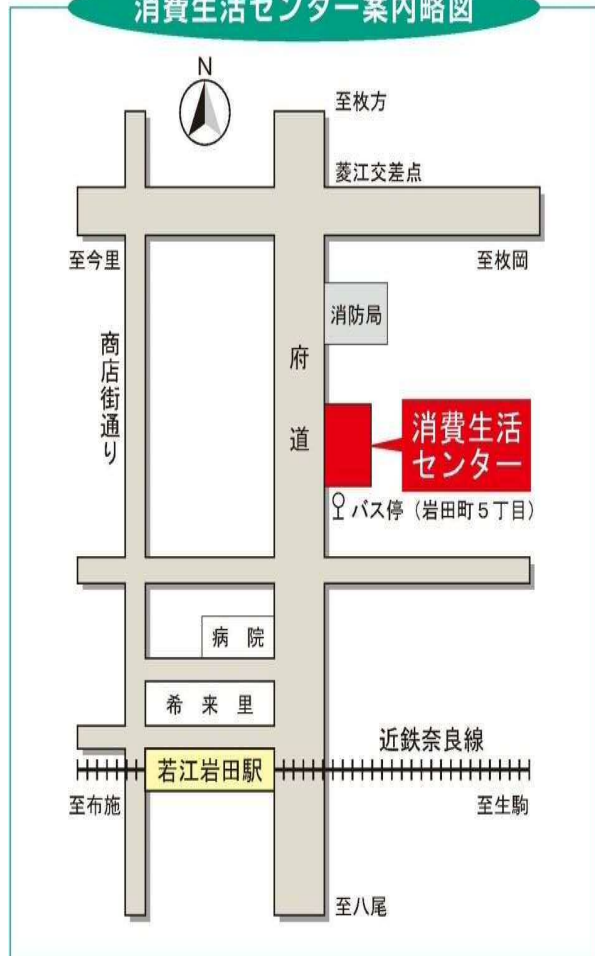


発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

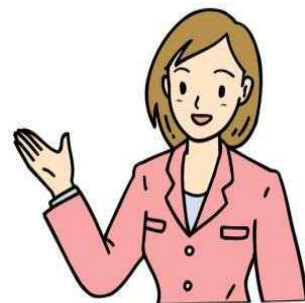
開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!